	（略）	結核病
	（略）	1　ツベルクリン検査 一　注射に用いるツベルクリンは、牛にあつてはツベルクリン原液とし、山羊にあつては五十パーセントツベルクリン液とし、尾根部の一側の皺（すう）壁（へき）の軟部の皮内に
	（略）	1　ツベルクリンの注射後七十二時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差（以下「腫脹の差」という。）及び注射部位の皮膚の組織の硬結（以下「硬結」という。）の有無により陽性、陰性又は疑反応を判定すること。
	（略）	1　次のいずれかに該当するものは、結核病の患畜とする。 一　細菌検査において結核病の病原体が認められるもの 二　組織検体の遺伝子検査で陽性

	（略）	結核病
	（略）	1　ツベルクリン検査 皮内注射法による。ただし、牛については、皮下注射法によることができる。 一　皮内注射法 イ　注射に用いるツベルクリンは、牛にあつて
	（略）	1　皮内注射法の場合 一　ツベルクリンの注射後七十二時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差（以下「腫脹（しゅ）の差」という。）及び注射部位の皮膚の組織の硬結（以下「硬結」という。）の有無によ
	（略）	1　次のいずれかに該当するものは、結核病の患畜とする。 一　ツベルクリンの反応が陽性であるもの 二　ツベルクリンの反応が陽性でないがツベルク

分間三十七度の温度で感作した後の溶血の程度により判定すること。

二　五倍の希釈血清において五十％溶血阻止未満であるものを陰性とすること。

4　急速凝集反応法による検査において陰性であつても急速凝集反応法による検査以外の検査の結果ブルセラ病にかかつているおそれがあると認められた牛については、急速凝集反応法による検査の結果が判明した日から十四日以上二十一日以内の間隔をおいてエライザ法及び補体結合反応法による検査を行うこと。

5　ブルセラ病の患畜と同居した牛については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返し、その牛及びその牛と同居する全ての家畜が陰性となるまで検査を行うこと。